

諮問庁：国立大学法人北海道大学

諮問日：平成30年6月18日（平成30年（独個）諮問第39号）

答申日：平成30年8月1日（平成30年度（独個）答申第20号）

事件名：本人に係る特定年度特定学部編入学試験答案の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年度北海道大学特定学部特定年次編入学試験答案」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年5月1日付け海大第2-1-3号により、国立大学法人北海道大学（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、請求に係る保有個人情報の全部を開示するとの決定、又は、予備的請求として、審査請求人の解答内容を答案用紙から転写して部分開示するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 原処分に基づいて審査請求人に部分開示された保有個人情報は、そのほとんどが黒塗りされており、一部不開示の理由とされた「採点の経緯や部分点に係る機微情報」のみならず、審査請求人の解答内容そのものも全く読み取れない状態であります。

これでは、審査請求人自身の解答内容が正しいかどうかを、教科書その他の文献によって事後的客観的に検証することすら全くできません。

また、このようなほぼ全面不開示をされるのでは、一般人による情報公開請求の結果と何ら変わるところがなく、法が情報公開請求とは別個にわざわざ保有個人情報の開示請求権を認めた趣旨を没却するものと言わざるを得ません。

イ よしんば仮に、原処分がいうとおり、「採点の経緯や部分点に係る

機微情報のみを塗抹した場合，その塗抹部分そのものの位置等により採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがある」としても，答案用紙に採点者が記入した部分を塗抹するのではなく，答案用紙に審査請求人が記入した解答内容のみを抜き出して別の紙に転写すれば，かようなおそれは払拭されるはずです。

そして，処分庁が審査請求人の解答内容そのものを開示できない理由はないものと思われま

す。ウ 以上の理由により，原処分

## (2) 意見書

### ア 概要

既存の原処分の撤回ないしは，審査請求人の請求内容自体が諮問庁の懸念し法律的保護を欲する情報に干渉，重複しない手段の開示すなわち「審査請求人の記述文章のみを電磁的記録媒体の情報処理（例 word），印刷によって一字一句正確に再現する（書式，用紙の大きさは不問とする）」部分開示を要求する。

### イ 請求履歴や社会的影響の判断推理

まずは現時点での事態の確認であるが諮問庁は答案の機密性及び採点や作問，配点に関する詳細の漏洩や開示した場合に起こると判断する推察可能性，公開することによって公正平等な試験実行政策，安全性が瓦解される危険を主張する。

### ウ 審査請求をした背景，異議申立て

しかしながら，ふに落ちないのが現在の開示された答案には採点ばかりか審査請求人が記述を行った解答内容すらも包括的に黒一色にされていることである。これでは個人が情報を開示可能と定めた独立行政法人における情報文書開示権を黙殺し行政法をはじめとする法律において当該処分により利益を有する審査請求人が受ける社会的利益を有名無実化し無効化してしまうものである。

### エ 答案における予備的請求を行う理由について

新たに審査請求人に渡る答案には，もはや採点の詳細や採点の経緯の機微に関わる諮問庁の主張する情報も一切排除された答案それ自体である。この答案であれば諮問庁の懸念する事態や複数指摘する一切の「おそれ」をたちどころに秘匿でき，出来上がった答案に存在するのはもはや，審査請求人が記した記述文章のみである。

### オ 効果

このような具体的開示方法を選択することで諮問庁のかねがね主張，懸念する採点や将来の作問理念や採点に対する機微情報，当該答案における添削過程に包括的に介入することなく審査請求人は諮問庁

の電磁的記録処理によって答案内容が至極正確に明示された文書を元に解答を第三者の私的感情が排除された日本全国に流通している出版元（出版社）のはっきりした紙媒体の文献や文書，テキストに則って過去に立ち返って深慮することが可能である。

同時に採点内容を包括的塗抹の処理のもと審査請求人の記述文章のみの答案を作成することで，採点や得点箇所，配点に関する諮問庁の保護されるべき情報群や，諮問庁が秘匿を切望する機微に一切抵触することなく，審査請求人の国民としての憲法上の知る権利や情報公開請求権をも保護される。

次年度以降受験予定の受験学生諸君の解答方法に与える社会的，教育的側面に及ぼす「おそれ」さえも上記提示方法により示された答案によって保護され諮問庁の提示する危険は限りなく小さくなるはずである。

#### カ 裏付け

一部，記述が反復されるが審査請求人本人においても審査請求人の当時記述した答案の整合性や正確性を認識することが可能となる。

つとに審査請求人においては諮問庁の語るような一連の採点や評価基準までを全て透明化するような一方的かつ恣意的な開示方法までは要求しないし，審査請求人の要求する内容は端的に語れば「自分の当時記述した高精度な答案の確認」であり，この一点につきる。諮問庁の理由弁解書（原文ママ）に印字されるように「法律による義務付けがなされていない」からと主張し，万が一，億が一これが不可能と妥結されるならばもはや，審査請求人が自分の解答内容を証明する客観的根拠となる媒体や基盤が消滅し，自己の解答内容の証明は悪魔の証明となってしまう。

だが，これも審査請求人の当該解答用紙の原本が今現在も存在，特定した，とされていると記載された以上，この解答用紙から審査請求人の解答内容のみ抜粋して一字一句違わず電磁的記録媒体入力作業により採点内容や得点基準の機微を一切の不開示事項として解答内容を文字に起こして印刷処理すれば審査請求人においては，情報開示請求権は完全に満足し，諮問庁の指摘した懸念を解決することは十分可能である。

電磁的記録媒体による解答一覧の印刷処理により諮問庁のかねがね主張する入試答案などの採点過程をはじめとする秘匿性の極めて高い情報も保護され審査請求人も自己の記述した答案の獲得できることは相互に利益となる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人本人の平成29年度北海道大学特定学部特定年次編入学試験答案用紙（特定科目A及び特定科目B）を対象としたものであり、当該答案用紙を特定した。

## 2 原処分について

本件については、以下の理由により、部分開示とする決定を行った。

### (1) 不開示部分

ア 採点の経緯や部分点に係る機微情報

イ 配点に係る点数

ウ 解答部分

### (2) 不開示理由

上記(1)については、開示することにより、答案の採点方針や評価基準等が推測され、受験生の解答方法に影響を与え、さらには、答案における採点、評価方法及び問題の作成方法にも影響を与えることにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、採点の経緯や部分点に係る機微情報のみを塗抹した場合、その塗抹部分そのものの位置等により採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがある。

以上のことから、請求のあった本件対象保有個人情報には法14条5号ハに規定する不開示情報が含まれると判断し、部分開示とする。

## 3 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、部分開示とした原処分は妥当である。

## 4 原処分を維持する理由

本件開示請求の対象として特定した個人情報に記載された特定科目Aの解答用紙は4枚であり、特定科目Bの解答用紙は4枚である。いずれも、受験番号の記入欄、解答欄、採点表の記入欄が設けられており、各設問に対する審査請求人の解答のほか、採点のための書き込み及び得点が記載されている。このうち、受験番号以外の部分は、開示することにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号ハの不開示情報に該当すると判断したものである。

各不開示部分について、以下の理由から原処分維持が妥当と考える。

上記2(1)のうち採点の経緯や部分点に係る機微情報及び配点に係る点数については、開示することにより、採点方針や評価基準等が推測され、受験生の解答方法に影響を与え、公平、公正、的確に受験生の学力を把握することが極めて困難になるおそれがあり、さらには、採点、評価方法及び問題の作成方法にも影響を与えることにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

上記2(1)のうち解答部分については、採点の経緯や部分点に係る機微情報のみを塗抹した場合、その塗抹部分そのものの位置等により採点の

経緯や基準が推測可能となるおそれがある。

以上のことから、請求のあった本件対象保有個人情報には法14条5号ハに規定する不開示情報が含まれると判断し、部分開示とする。

なお、審査請求人は、原処分を取り消して全部開示を求めるとともに、予備的請求として原処分を取り消し、答案用紙から解答内容のみを抜き出し別の紙に転写して部分開示すれば、不開示理由はない旨主張する。

しかしながら、解答部分のみを抜き出し別の紙に転写するという対応をとる場合、新たな文書を作成する必要があるが、法が対象とする保有個人情報とは、「当該独立行政法人等が保有しているもの」（法2条5項）であり、諮問庁は、開示請求時点において存在しない文書を作成する義務はない。

## 5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持し、本件対象保有個人情報は部分開示とすることが妥当であると判断した。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年7月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「平成29年度北海道大学特定学部特定年次編入学試験答案」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち採点の経緯や部分点に係る機微情報、配点に係る点数及び解答部分を法14条5号ハに該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報には、受験番号の記入欄、解答欄、採点表の記入欄が設けられており、各設問に対する審査請求人の解答のほか、採点のための書き込み及び得点が記載されている。このうち、受験番号以外の部分を不開示とした。

イ 不開示部分を開示した場合、採点方針や評価基準等が推測され、受

験生の解答方法に影響を与え、公平、公正、的確に受験生の学力を把握することが極めて困難になるおそれがあり、さらには、採点、評価方法及び問題の作成方法にも影響を与えることにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、解答部分については、採点の経緯や部分点に係る機微情報のみを塗抹した場合、その塗抹部分そのものの位置等により採点の経緯や基準が推測可能となるおそれがある。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

ア 解答用紙のうち、解答用紙番号、受験番号、科目名及び記入に当たっての注意事項等の部分は開示されており、不開示部分は、①各設問に対する審査請求人の解答、②採点者による採点のための書き込み及び③設問ごとの得点であることが認められる。また、②採点者による採点のための書き込みは、①各設問に対する審査請求人の解答の上に直接記載されていることが認められる。

②採点者による採点のための書き込み及び③設問ごとの得点を開示した場合、答案の採点方針や評価基準等が推測されることにより、受験生の解答方法に影響を与え、公平、公正、的確に受験生の学力を把握することが極めて困難になるおそれがあり、さらには、採点、評価方法及び問題の作成方法にも影響を与えることにより、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

また、②採点者による採点のための書き込みは、①各設問に対する審査請求人の解答の上に直接記載されていることが認められ、これを明確に区分して取り除くことはできないことから、①各設問に対する審査請求人の解答についても、不開示とすべきである。

イ したがって、当該不開示部分は、法14条5号ハに該当するため、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号ハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ハに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司